



熊本県公報

第 1 2 1 6 1 号

平成 24 年 11 月 2 日(金)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示	
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………	(砂防課) 1
○登録特定行為事業者の登録……………	(高齢者支援課) 8
○登録特定行為事業者の登録……………	(") 8
○道路の供用開始……………	(道路保全課) 9
○保安林の指定の解除の予定……………	(森林保全課) 9
公 告	
○準看護師試験の実施……………	(医療政策課) 9
○都市計画法による開発行為工事完了公告……………	(建築課) 11
○都市計画法による開発行為工事完了公告……………	(") 11
○都市計画法による開発行為工事完了公告……………	(") 11
○都市計画法による開発行為工事完了公告……………	(") 12
○建築基準法第 8 6 条第 1 項の規定に基づく認定……………	(") 12
○土地改良区役員 の 退任及び就任……………	(農村計画課) 12
○荒尾市住吉土地区画整理組合の解散認可……………	(都市計画課) 13
登 載 依 頼	
○平成 2 4 年度第 1 回球磨地域医療推進協議会の開催……………	(球磨地域保健医療推進協議会) 13
○平成 2 4 年度熊本県環境審議会自然保護部会の開催……………	(熊本県環境審議会自然保護部会) 13
○平成 2 4 年度第 4 回熊本県感染症発生動向調査企画委員会の開催……………	(熊本県感染症発生動向調査企画委員会) 14
○熊本県議会議員下益城郡選挙区補欠選挙における選挙期日等……………	(選挙管理委員会) 14
○熊本県議会議員下益城郡選挙区補欠選挙における投票用紙の様式……………	(") 14
○熊本県議会議員下益城郡選挙区補欠選挙における政治活動用ポスターの検印……………	(") 15
○熊本県議会議員下益城郡選挙区補欠選挙における選挙長及び選挙長職務代理者……………	(") 15
○熊本県議会議員下益城郡選挙区補欠選挙における選挙会の場所及び日時……………	(") 16
○熊本県議会議員下益城郡選挙区補欠選挙におけるポスター掲示場にポスターを掲示することができる日……………	(") 16
○熊本県議会議員下益城郡選挙区補欠選挙における実費弁償及び報酬の最高額……………	(") 16

告 示

熊本県告示第 1 1 6 5 号
 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 1 2 年法律第 5 7 号）第 6 条第 1 項及び第 8 条第 1 項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。
 平成 2 4 年 1 1 月 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 八代市
 - (1) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
原女木（4 6 1 - 1 - 0 1 7）
 - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町西部ろ
 - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (2) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
古田－1（461－1－081－1）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町西部い
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (3) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
古田－2（461－1－081－2）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町西部い
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (4) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
小川－1（461－1－082－1）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町西部い
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (5) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
小川－2（461－1－082－2）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町西部い
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (6) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
小川－3（461－1－082－3）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町西部い
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり

- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (7) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
小川-4 (461-1-082-4)
 - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町西部い
 - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 - エ 次の図のとおり
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (8) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
小川-5 (461-1-082-5)
 - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町西部い
 - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 - エ 次の図のとおり
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (9) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
小川-6 (461-1-082-6)
 - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町西部い
 - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 - エ 次の図のとおり
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (10) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
段-1 (461-1-083-1)
 - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町西部は
 - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 - エ 次の図のとおり
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (11) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
段-2 (461-1-083-2)
 - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町西部は
 - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 - エ 次の図のとおり
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (12) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)

- イ 横石-1 (461-1-084-1)
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町西部は
 - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (13) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
横石-2 (461-1-084-2)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町西部は
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (14) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
横石-3 (461-1-084-3)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町西部は
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (15) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
袈裟堂 (A) (461-1-091)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町西部は
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (16) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
川口 (461-2-009)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町西部は
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (17) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
川口B (461-2-010)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町西部は

- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (18) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
下今泉(461-2-048)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町西部ろ
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (19) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
今泉(461-2-049)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町西部ろ
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (20) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
西部A(461-2-050)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町西部は
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (21) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
西部B(461-2-051)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町西部い
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (22) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
袈裟堂(461-2-052)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町西部い、西部は
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

- 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
 の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地
 城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (23) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 古田川 (461-1-001)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 八代市坂本町西部い
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
 の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地
 城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (24) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 小川谷川 (461-1-002)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 八代市坂本町西部い
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
 の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地
 城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (25) ア 土砂災害警戒区域の箇所名 (番号)
 中の切谷川 (461-1-003)
 イ 土砂災害警戒区域の所在地
 八代市坂本町西部い
 ウ 土砂災害警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地
 城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (26) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 西部川 (461-1-004)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 八代市坂本町西部い
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
 の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地
 城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (27) ア 土砂災害警戒区域の箇所名 (番号)
 袈裟堂川第四 (461-1-005)
 イ 土砂災害警戒区域の所在地
 八代市坂本町西部い、西部は
 ウ 土砂災害警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地
 城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (28) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 横石川 (461-1-006)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

- ウ 八代市坂本町西部は土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (29) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
袈裟堂川第一 (4 6 1-2-0 0 1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町西部い、西部は
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (30) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
シラワ谷川 (4 6 1-2-0 0 2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町西部い、西部は
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (31) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
袈裟堂川第二 (4 6 1-2-0 0 3)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町西部い
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (32) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
袈裟堂川第三 (4 6 1-2-0 0 4)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町西部い、西部は
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (33) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
横石川第二 (4 6 1-2-0 0 5)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町西部は
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり

- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (34) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
川口谷(461-2-006)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町西部は
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (35) ア 土砂災害警戒区域の箇所名(番号)
上今泉谷川(461-2-083)
- イ 土砂災害警戒区域の所在地
八代市坂本町西部ろ
- ウ 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (36) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
下今泉谷川(461-2-084)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市坂本町西部ろ
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第1166号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)附則第20条第1項の規定により特定行為業務の登録を行ったので、同条第2項において準用する同法第48条の8の規定により公示する。

平成24年11月2日

熊本県知事 蒲島郁夫

不特定多数の者を対象とする事業者

事業所の名称	事業所の所在地	事業所種別	登録番号	登録年月日
特別養護老人ホーム 阿蘇みやま荘	阿蘇市黒川1365番地	介護老人福祉施設	431100147	平成24年4月1日
特別養護老人ホーム阿蘇みやま荘 指定(介護予防) 短期入所生活介護 事業所	阿蘇市黒川1365番地	短期入所生活介護	431100148	平成24年4月1日

熊本県告示第1167号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)附則第20条第1項の規定により特定行為業務の登録を行ったので、同条第2項において準用する同法第48条の8の

規定により公示する。

平成24年11月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

不特定多数の者を対象とする事業者

事業所の名称	事業所の所在地	事業所種別	登録番号	登録年月日
特別養護老人ホーム 行楽園	八代市日奈久塩北町2 905	介護老人福祉施設	431100154	平成24年4 月26日
特別養護老人ホーム みなみ園	八代市日奈久塩南町5 4	介護老人福祉施設	431100155	平成24年4 月26日

熊本県告示第1168号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成24年11月2日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年11月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
一般県道	宮地岳今田線	天草市宮地岳町平 5972番1地先から 同所 5971番4地先まで	50.0	地自交 (道路改良)

2 供用を開始する期日 平成24年11月2日

熊本県告示第1169号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次の保安林の指定を解除する予定である旨の通知があったので、同法第30条の規定により告示する。

平成24年11月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 解除予定保安林の所在場所 熊本県葦北郡津奈木町大字千代字小別當1464番2、1465番2、1467番2
- 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- 解除の理由 道路用地とするため

公 告

熊本県公告第577号

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第18条の規定により、平成24年度熊本県准看護師試験を次のように実施する。

平成24年11月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 試験日時
平成25年2月15日
午後1時30分から午後4時まで
- 試験場所
公立大学法人熊本県立大学 熊本市東区月出三丁目1番100号
- 試験科目
人体の仕組みと働き、食生活と栄養、薬物と看護、疾病の成り立ち、感染と予防、看護と倫理、患者の心理、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護及び精神看護
- 受験資格
次のいずれかに該当する者であること。
(1) 保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和26年文部省・厚生省令第1号。以下「省令」という。）で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において2年の看護に関する学科を修めた者（平成25年3月までに修業する見込みの者を含む。）
(2) 省令で定める基準に従い、都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者

- (平成25年3月までに卒業する見込みの者を含む。)
- (3) 省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(短期大学を除く。)において看護師になるのに必要な学科を修めて卒業した者(平成25年3月までに卒業する見込みの者を含む。)
- (4) 省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において3年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者(平成25年3月までに修業する見込みの者を含む。)
- (5) 省令で定める基準に適合するものとして、厚生労働大臣の指定した看護師養成所を卒業した者(平成25年3月までに卒業する見込みの者を含む。)
- (6) 外国の看護師の業務に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が(3)から(5)までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの
- (7) 外国の看護師の業務に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者のうち、(6)に該当しない者で、厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事が適当と認めたもの

5 受験手続

- (1) 平成24年度熊本県准看護師試験申込書(以下「試験申込書」という。)の受付期間
平成25年1月4日から同1月11日まで(閉庁日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで
なお、試験申込書を郵送する場合は、平成25年1月11日までの消印のあるもの限り、受け付ける。

- (2) 試験申込書の請求先
熊本県健康福祉部健康局医療政策課又は熊本県各地域振興局保健福祉環境部総務企画課
なお、郵送で請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記し、120円分の切手を貼付した角形2号(24.0センチメートル×33.2センチメートル)の返信用封筒を同封のうえ、熊本県健康福祉部健康局医療政策課へ請求すること。

- (3) 試験申込書の提出先
熊本県健康福祉部健康局医療政策課看護班
郵便番号862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
なお、試験申込書を郵送する場合は、封筒の表面に「准看護師試験申込書在中」と朱書きし、書留郵便で送ること。

- (4) 提出書類等
ア 試験申込書
(ア) 試験申込書に記入する氏名は、戸籍(日本国籍を有しない者については、在留カード)に記載されている文字を使用すること。
(イ) 写真は、試験申込み前6か月以内に脱帽して正面から撮影した縦6センチメートル、横4センチメートルのものとし、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載して試験申込書の所定の欄に貼ること。

- イ 受験資格を有することを証明する書類
(ア) 4の(1)から(5)までのいずれかに該当する者で修業し、又は卒業したものは、修業証明書又は卒業証明書を提出すること。
また、平成25年3月までに修業し、又は卒業する見込みの者は、修業見込証明書又は卒業見込証明書を提出すること。
(イ) 4の(6)に該当する者は、厚生労働大臣が交付した看護師国家試験受験資格認定書の写しを提出すること。
(ウ) 4の(7)に該当する者は、都道府県知事が交付した准看護師試験受験資格認定書の写しを提出すること。

- ウ 受験料 6,900円
(ア) 試験申込書の所定の欄に熊本県収入証紙を貼ること。
(イ) 県外居住者で郵便により試験申込書を提出する者は、熊本県収入証紙に代えて、郵便局が発行する普通為替証書又は定額小為替証書を同封すること。
(ウ) 試験申込書受理後は、受験手数料は、返還しない。

- エ 返信用封筒
長形3号(12.0センチメートル×23.5センチメートル)の返信用封筒に宛先及び郵便番号を明記し、80円分の切手を貼付すること。ただし、一括申込みの場合は、返信用封筒に受験票の郵送に必要な額の切手を貼ること。

- (5) 受験票の交付
受験票は、郵送等により交付する。
なお、平成25年2月1日までに受験票が到着しない場合は、熊本県健康福祉部健康局医療政策課看護班まで問い合わせること。

6 受験の無効

修業見込証明書又は卒業見込証明書を提出した者については、平成25年3月6日午後5時までに修業証明書又は卒業証明書を提出すること。期限までに提出されない場合は、当該者の受験を無効とする。ただし、当該期限までに提出できない場合はあらかじめ熊本県健康福祉部健康局医療政策課に申し出ること。

- 7 合格者の発表
試験の合格発表は、平成25年3月13日午前10時に県庁行政棟本館1階県民ホール及び熊本県各地域振興局保健福祉環境部にて合格者の受験番号を掲示するとともに、熊本県ホームページに掲載する。
掲示及び掲載期間は、合格発表の日から2週間とする。
また、合格者には郵送等により通知する。
電話による試験結果の問合せには、応じない。
- 8 個人の試験結果の開示請求
この試験について、次のとおり自己に関する試験結果を口頭により開示請求することができる。
- | | |
|--------------|---|
| (1) 開示を行う内容 | 総合得点 |
| (2) 開示を行う場所 | 熊本県健康福祉部健康局医療政策課 |
| (3) 開示を行う期間 | 合格発表の日から1か月間
(閉庁日を除く午前8時30分から午後5時までとする。) |
| (4) 開示請求できる者 | 受験者本人 |
| (5) 開示請求方法 | 受験票等本人であることが確認できる書類を持参すること。 |
| (6) 開示方法 | 口頭による。 |
- 9 試験問題及び解答の公表について
(1) 公表期間 合格発表の日から2週間
(2) 公表手段 熊本県ホームページ
- 10 問合せ先
熊本県健康福祉部健康局医療政策課看護班
電話 096-333-2206

熊本県公告第578号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。
平成24年11月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
(2工区)
宇城市松橋町久具字猫迫680番の一部、同681番、同682番、同683番、同684番の一部、同685番の一部、同686番の一部、同687番1の一部、同763番1の一部、同765番1の一部、同766番1、同767番1、同768番1、同782番1、同783番1、同784番1、同786番1の一部並びに里道の一部及び水路の一部
11, 323.69平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
宇城市松橋町松橋1455番地1
社会医療法人 黎明会

熊本県公告第579号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成24年11月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町大字久保田字川久保1990番1
483.00平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
菊池郡菊陽町大字久保田字川久保2032番2
島川 貴文

熊本県公告第580号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成24年11月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市野々島字駄飼場2447番3、同2448番5、同2448番6及び同2448番7
494.96平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市北区山室二丁目5番7号

米光 球美子

熊本県公告第581号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成24年11月2日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡大津町大字引水字古荘谷891番3
3,920.11平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
菊池郡大津町引水491
中村 孝博

熊本県公告第582号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条第1項の規定による認定を行ったので、同条第8項の規定により次のとおり公告する。
平成24年11月2日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 対象区域 菊池市泗水町大字吉富字黒木317-4の一部
- 2 対象区域の面積 14,162.42平方メートル
- 3 縦覧に供する場所 菊池市隈府1272番地10
熊本県菊池地域振興局土木部景観建築課

熊本県公告第583号

宇土市に事務所を置く花園土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。
平成24年11月2日

熊本県知事 蒲島郁夫

役職名	氏名	住所
退任		
理事	関 健一	宇土市松山町906番地
理事	山口 正太郎	宇土市岩古曾町668番地
理事	林原 清	宇土市花園町1119番地
理事	山下 和治	宇土市岩古曾町1428番地1
理事	岡崎 房義	宇土市立岡町455番地
理事	本田 学	宇土市境目町949番地2
理事	吉田 忠弘	宇土市善道寺町673番地
理事	守田 新一	宇土市花園町1981番地
理事	堀内 信行	宇土市古保里町1074番地
監事	井上 毅	宇土市古保里町1080番地
監事	山内 貞幸	宇土市花園町1233番地
監事	河野 直行	宇土市善道寺町703番地
就任		
理事	山口 正太郎	宇土市岩古曾町668番地
理事	山下 和治	宇土市岩古曾町1428番地1
理事	林原 清	宇土市花園町1119番地
理事	関 健一	宇土市松山町906番地
理事	岡崎 房義	宇土市立岡町455番地
理事	本郷 均	宇土市境目町970番地
理事	吉田 和也	宇土市善道寺町661番地
理事	守田 新一	宇土市花園町1981番地
理事	本郷 忠裕	宇土市古保里町1121番地
監事	松本 豊	宇土市岩古曾町1258番地
監事	井上 毅	宇土市古保里町1080番地

監事

中村 祐一

宇土市境目町871番地

熊本県公告第584号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第45条第2項の規定により平成24年10月25日付けで荒尾市住吉土地区画整理組合の解散を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成24年11月2日

熊本県知事 蒲島 郁夫

登載依頼**球磨地域保健医療推進協議会公告第1号**

平成24年度第1回球磨地域保健医療推進協議会の会議を次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は次のとおり。

平成24年11月2日

熊本県人吉保健所長

- 1 開催日時
平成24年11月16日（金）午後3時から
- 2 場所
アンジェリーク平安 2階会議室「2アンジェリカ」（人吉市宝来町1340-7）
- 3 議題
第6次保健医療計画の策定について
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
人吉市寺町12番1号
球磨地域保健医療推進協議会事務局（熊本県人吉保健所総務企画課）
（電話0966-22-3107）

熊本県環境審議会自然保護部会公告第1号

平成24年度熊本県環境審議会自然保護部会の会議を次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は次のとおりとする。

平成24年11月2日

熊本県環境審議会自然保護部会

部会長 高宮 正之

- 1 開催日時
平成24年11月14日（水）
午後2時から午後4時まで
- 2 開催場所
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁本館13階 展望会議室
- 3 議題
(1) 指定希少野生動植物の指定について
(2) 指定希少野生動植物の指定の解除について
(3) 生息地等保護区の指定について
(4) 生息地等保護区の指定の解除について
(5) 保護管理事業計画の変更について
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに当会議の会場において受け付けのうえ、事務局の指示に従い会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県環境生活部環境局自然保護課
（電話096-333-2274）

熊本県感染症発生動向調査企画委員会公告第4号

平成24年度第4回熊本県感染症発生動向調査企画委員会の会議を次のとおり開催する。
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成24年11月2日

熊本県感染症発生動向調査企画委員会

委員長 古瀬 昭夫

- 1 開催日時
平成24年11月21日（水）
午後7時から午後9時まで
- 2 開催場所
熊本中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟新館 2階201会議室
- 3 議題
平成24年10月分の感染症発生動向調査の解析・検討について
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、委員会の委員長の許可を得た上で、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
(3) 会議中、公開になじまない事項を審議する必要がある場合は、会議を途中で非公開とする場合がある。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県感染症発生動向調査企画委員会事務局（熊本県健康福祉部健康危機管理課）
（電話096-333-2240）

熊本県選挙管理委員会告示第77号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第113条第1項第5号の規定により、熊本県議会議員下益城郡選挙区補欠選挙を次のとおり行う。

平成24年11月2日

熊本県選挙管理委員会

委員長 柴田 憲保

選挙期日 平成24年11月11日
選挙期日の告示日 平成24年11月2日
選挙をすべき議員の数 1人

熊本県選挙管理委員会告示第78号

熊本県公職選挙執行規程（平成12年熊本県選挙管理委員会告示第15号）第24条の規定に基づき、平成24年11月11日執行の熊本県議会議員下益城郡選挙区補欠選挙に用いる投票用紙の様式を次のとおり定める。

平成24年11月2日

熊本県選挙管理委員会

委員長 柴田 憲保

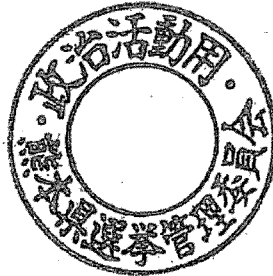
<small>こうほしやしめい</small> 候補者氏名	<p>平成二十四年執行熊本県議会議員 下益城郡選挙区補欠選挙投票</p> <p style="text-align: center;">○ 注 意</p> <p>一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 <small>こうほしやしめい</small> <small>らんない</small> <small>ひとりか</small></p> <p>二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。 <small>こうほしやしめい</small> <small>ものしめい</small> <small>か</small></p>	熊本県選 挙管理委 員会之印
----------------------------------	--	----------------------

- 備考
- 1 規格は、縦13センチメートル、横9センチメートルとする。
 - 2 紙の色は、クリーム色とする。
 - 3 文字は、黒色とする。
 - 4 「熊本県選挙管理委員会之印」は刷り込みとする。

熊本県選挙管理委員会告示第79号

平成24年11月11日執行の熊本県議会議員下益城郡選挙区補欠選挙において使用する熊本県公職選挙執行規程（平成12年熊本県選挙管理委員会告示第15号）第113条に規定する印の様式は、次のとおりである。
平成24年11月2日

熊本県選挙管理委員会
委員長 柴田 憲保



熊本県選挙管理委員会告示第80号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第75条第3項の規定に基づき、平成24年11月11日執行の熊本県議会議員下益城郡選挙区補欠選挙における選挙長及び選挙長に事故があるとき又は欠けたとき、その職務を代理すべき者を次のとおり選任する。
平成24年11月2日

熊本県選挙管理委員会
委員長 柴田 憲保

区 分	氏 名	住 所
選 挙 長	與 田 博	熊本県宇城市松橋町松橋1422-2
選挙長に事故があるとき又は欠けたときその職務を代理する者	横 尾 徹也	熊本県熊本市中央区神水1丁目12-1

熊本県選挙管理委員会告示第81号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第77条第1項及び同法第78条の規定に基づき、平成24年11月11日執行の熊本県議会議員下益城郡選挙区補欠選挙における選挙会の場所及び日時を次のとおり定める。
平成24年11月2日

熊本県選挙管理委員会

委員長 柴 田 憲 保

場 所 熊本県宇城総合庁舎第1会議室（宇城市松橋町久具400-1）
日 時 平成24年11月12日 午後1時30分

熊本県選挙管理委員会告示第82号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第7項の規定に基づき、平成24年11月11日執行の熊本県議会議員下益城郡選挙区補欠選挙におけるポスター掲示場にポスターを掲示することのできる日を次のとおり定める。
平成24年11月2日

熊本県選挙管理委員会

委員長 柴 田 憲 保

平成24年11月2日

熊本県選挙管理委員会告示第83号

平成24年11月11日執行の熊本県議会議員下益城郡選挙区補欠選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第197条の2第1項及び第2項の規定に基づき、選挙運動に従事する者に対し支給することができる報酬の最高額並びに選挙運動のために使用する労働者に対する支給することができる報酬の最高額を、次のとおりとする。
平成24年11月2日

熊本県選挙管理委員会

委員長 柴 田 憲 保

- 選挙運動に従事する者一人に対し支給することができる実費弁償の額
 - イ 鉄道賃 鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
 - ロ 船賃 水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
 - ハ 車賃 陸路旅行（鉄道旅行を除く。）について、路程に応じた実費額
 - ニ 宿泊料 （食料2食分を含む。） 1夜につき12,000円
 - ホ 弁当料 1食につき1,000円、1日につき3,000円
 - ヘ 茶菓料 1日につき500円
- 選挙運動のために使用する労働者1人に対し支給することができる報酬の額
 - イ 基本日額 10,000円
 - ロ 超過勤務手当 1日につき基本日額の5割
- 選挙運動のために使用する労働者1人に対し支給することができる実費弁償の額
 - イ 鉄道賃、船賃及び車賃 それぞれ第1号イ、ロ及びハに掲げる額
 - ロ 宿泊料（食料を除く。） 1夜につき10,000円
- 選挙運動に従事する者に対し支給することができる報酬の額
 - イ 選挙運動のために使用する事務員 1人1日につき10,000円
 - ロ 専ら同法第141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者 1人1日につき15,000円
 - ハ 専ら手話通訳のために使用する者 1人1日につき15,000円